**小規模特定事業届出**

小規模特定事業施行中

**１　標識の掲示等（土砂条例13条）**

➀土砂等の埋立て等に関する標識（規則13条第2項）を掲示。

②小規模特定事業区域と区域外との境界を明らかにする表示を行う（届出前現地調査時に杭等で明示しているものをそのまま設置しておくこと）。

当

**2　関係書類の縦覧（12条）**

　申請書や届出書等の市長に提出した書類の写しと土砂等管理台帳（別記様式第10号）を周辺住民や利害関係者に対して縦覧に供する。

**3　土砂等の搬入の届出（9条）**

**必ず土砂等を搬入する前に届出すること。**

必要書類（届出の手引きｐ14の4を参照）を添付し、土砂等搬入届（別記様式第7号）を提出。

※栃木県外の土砂、改良土及び一時堆積場を経由した土砂等は、埋め立てることができない。

土砂等を搬入するとき

**4　変更届出（5条）**

　土砂等搬入届提出により、届出書に添付した「小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に変更がある場合には、小規模特定事業変更届（別記様式第5号）を提出（基本的に土砂等搬入届と併せて提出）。

**5　搬入車両への表示（13条の2）**

　土砂等搬入車両の見やすい箇所に規則第13条の2で定める内容を表示（届出の手引きの参考P.18を参照）。

**6　土砂等管理台帳の作成（10条1項）**

　採取場所ごとに一日当たりの搬入量等を土砂等管理台帳（別記様式第10号）に記載。

搬入開始日から６か月ごと

**7　土砂等の量等の報告（10条2項）**

　6月経過日から2週間以内に小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）に土砂等管理台帳の写しを添付して報告。

**8　水質検査などの実施及び結果報告（11条1項）**

➀水質検査試料を採取して検査（実施できない場合は地質検査）。なお、試料採取には市が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。

②小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）で6月経過日から2週間以内に水質検査等結果を報告。

※1：届出内容から変更を行う場合には手続が必要になるので、必ず事前に相談すること。

完了日から１５日以内

**9－1　完了の届出（14条）**

　小規模特定事業完了届（別記様式第15号）を提出。

**9－2　土砂等の量の報告（10条2項）**

　小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）に土砂等管理台帳の写しを添付して、小規模特定事業完了届と併せて提出。

※2：届出内容と異なる土量で完了する場合には手続が必要になるので、必ず事前に相談すること。

完了検査を受けるとき

**10　水質検査などの実施及び結果報告（11条1項）**

➀完了検査時に水質検査試料及び地質検査試料を採取。なお、完了検査を受ける際は、必ず事前に市と日程調整すること。

②小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）で市長が別に指定する日に水質検査等結果を報告。

※3：小規模特定事業の完了検査は表土を敷きならす前に実施するので、完了検査を受けずに

表土を敷きならししないこと。

完了等後

**11　関係書類の保存（19条）**

　小規模特定事業完了届等を提出した日から5年間、市長に提出した書類の写しを保存。